

国立大学法人東京医科歯科大学会計監査人候補者の選定について

令和3年12月23日
東京医科歯科大学

国立大学法人東京医科歯科大学は、国立大学法人法の定めにより、会計監査人による監査を受けることとされています。この会計監査人については文部科学大臣が選任することとされていますが、（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第40条）選任にあたっては、各国立大学法人が会計監査人の候補者を選定し、文部科学大臣へ会計監査人候補者の名簿を提出することとされており、本学としても会計監査人の候補者を選定する必要があります。

ついては、令和4事業年度から令和6事業年度までの3事業年度間の会計監査人候補者を募集いたしますので、就任を希望される監査法人又は公認会計士の方（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第41条に定める資格を有する者に限る。）は、別紙「企画書の記載事項」をご参照のうえ、下記の通り提案資料のご提出をお願いいたします。

記

1. 提出期限

令和4年1月28日（金）17時必着

2. 提出方法

電子メールによる添付ファイルにて、PDF形式の提案資料をご提出願います。

（提出先アドレス：zaimu-k.adm@tmd.ac.jp）

3. 本件問い合わせ先

〒113-8510 東京都文京区湯島1-5-45

国立大学法人東京医科歯科大学

財務部財務企画課決算分析係（担当：大津、小嶋、森）

電話：03-5803-5028

E-mail：zaimu-k.adm@tmd.ac.jp

○企画書の記載事項

I. 会計監査人業務（令和4事業年度～令和6事業年度）

（1）監査体制

①監査チームの編成

- a. 本学監査に対する監査チーム編成（フロー図）など
- b. 実際に監査を行うチームの監査責任者、公認会計士、その他補助者（準会員）など職種別の実務経験、監査業務実績、役割分担など

※ 監査業務実績については、国立大学法人、学校法人（私立大学を設置する学校法人に限る）、400床以上を有する病院（国公立を問わない、民間病院も含む）、独立行政法人、特殊法人の監査実績を記載願います。

- c. 監査実施日以外の本学に対するサポート体制・内容（助言、質問対応）など

②監査計画

- a. 本学の特色（指定国立大学法人、医系単科大学など）を踏まえた監査方針
- b. 監査内容
- c. 監査日数（工程ごとに職種別の員数、往査予定部署及び時期を含む）
- d. 監査実施手法
- e. 病院に関する監査手法
- f. ITに関する監査手法
- g. 監事及び内部監査部門との連携方策

③監査の品質管理体制

④監査における技術的な助言、指導など

※年度ごとの監査計画及び3年間を通じた方針、計画等を記載願います。

（2）業務実績等

①過去3年間における実績

- a. 年間を通じた国立大学法人、学校法人（私立大学を設置する学校法人に限る）、独立行政法人、特殊法人の法人監査実績
- b. 日本公認会計士協会又は中央省庁等における国立大学法人会計制度及び独立行政法人会計制度に関連する検討会議・専門部会等への関与実績（会議名称等）
- c. 財務会計システム、医事会計システム等に関与した監査実績
- d. 監督官庁による行政処分の有無（有の場合、処分内容及び時期）
- e. 日本公認会計士協会の実施した審査において、監査上の重大な問題等の指摘の有無（有の場合、指摘内容及び時期）

（3）その他特記事項

- ①国立大学法人会計基準改定への対応状況や情報提供体制など
- ②研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインへの対応状況
- ③その他、特別に記載したい事項など

II. 監査報酬見積額（令和4事業年度～令和6事業年度）

- (1) 上記Iにおける令和4事業年度から令和6事業年度の年度ごとの見積費用
- (2) 上記(1)の見積費用には職種別の延人日数・単価、本学の監査業務を行うために必要となる旅費等の一切の必要経費の積算内訳（費用の積算基礎となった報酬規程や料金表を添付すること。）
- (3) 見積費用の考え方、監査日程に大幅な変更が生じた時の処理方法や監査契約に含まれるその他サービスなど

III. 監査法人等概要

- ①名称、代表者氏名、所在地、資本金
- ②令和2年度業務収入（営業収益）、3年間の収入総額
- ③令和2年度経常利益（当期利益）
- ④人員構成（社員数、公会計部門対応者人員）
- ⑤関与会社数

IV. その他添付書類等について

会社法第337条第3項における欠格事項がないこと及び公認会計士法第24条他による特別の利害関係がないことを証した資料（電子媒体）

○企画書提出に係る留意事項

- (1) 提出書類は電子媒体（PDF形式）とし、I、IIについて別ファイルとすること。
- (2) 監査法人の概要、IIIを記載したパンフレットの電子媒体を添付すること。
- (3) 記載事項については具体的な例示やフローなどにより示すこと。
- (4) 会計監査人の任期は、令和4事業年度における財務諸表についての文部科学大臣の承認時までとする。
- (5) 今回の選定は、令和4事業年度から令和6事業年度までの3事業年度に係る候補者の選定となるが、毎年度文部科学大臣の選任を受けることから、契約は単年度となることに留意すること。
また、令和5事業年度以降の各年度については、本学においてその内容を評価、検証したうえで適切であると認められた場合に限り、引き続いて文部科学大臣の選任を求めることとする。
なお、選定された会計監査人が行政処分を受けた場合や、社会情勢の変化等により適切な監査業務を遂行することが困難であると認められる場合には、選定の見直しの対象とする。
- (6) 提出書類の記載事項で本学に対して守秘することを要望される事項については、その旨明記すること。

○選考方法

- (1) 上記 I に示す「会計監査企画書」の提出を受け、当該企画書の内容及びⅡ 監査報酬見積額を加味して会計監査人候補者を選考する。
- (2) 本学へ提出した企画書についてのプレゼンテーションを令和 4 年 2 月頃（詳細については後日通知）に実施し、本学策定の「会計監査人候補者選定評価基準」に基づき審査を行う。

○参考事項

- (1) 本学の概要については、下記の公式サイトを参考にして下さい。
<http://www.tmd.ac.jp/outline/index.html>

○プレゼンテーションについて

- (1) 企画書についてのプレゼンテーションは、Zoom によるオンライン形式で行います。
- (2) プレゼンテーションにご対応頂ける日時を把握する為、別添の「日程調整表」を作成の上、企画書と併せて期限までにご提出ください。